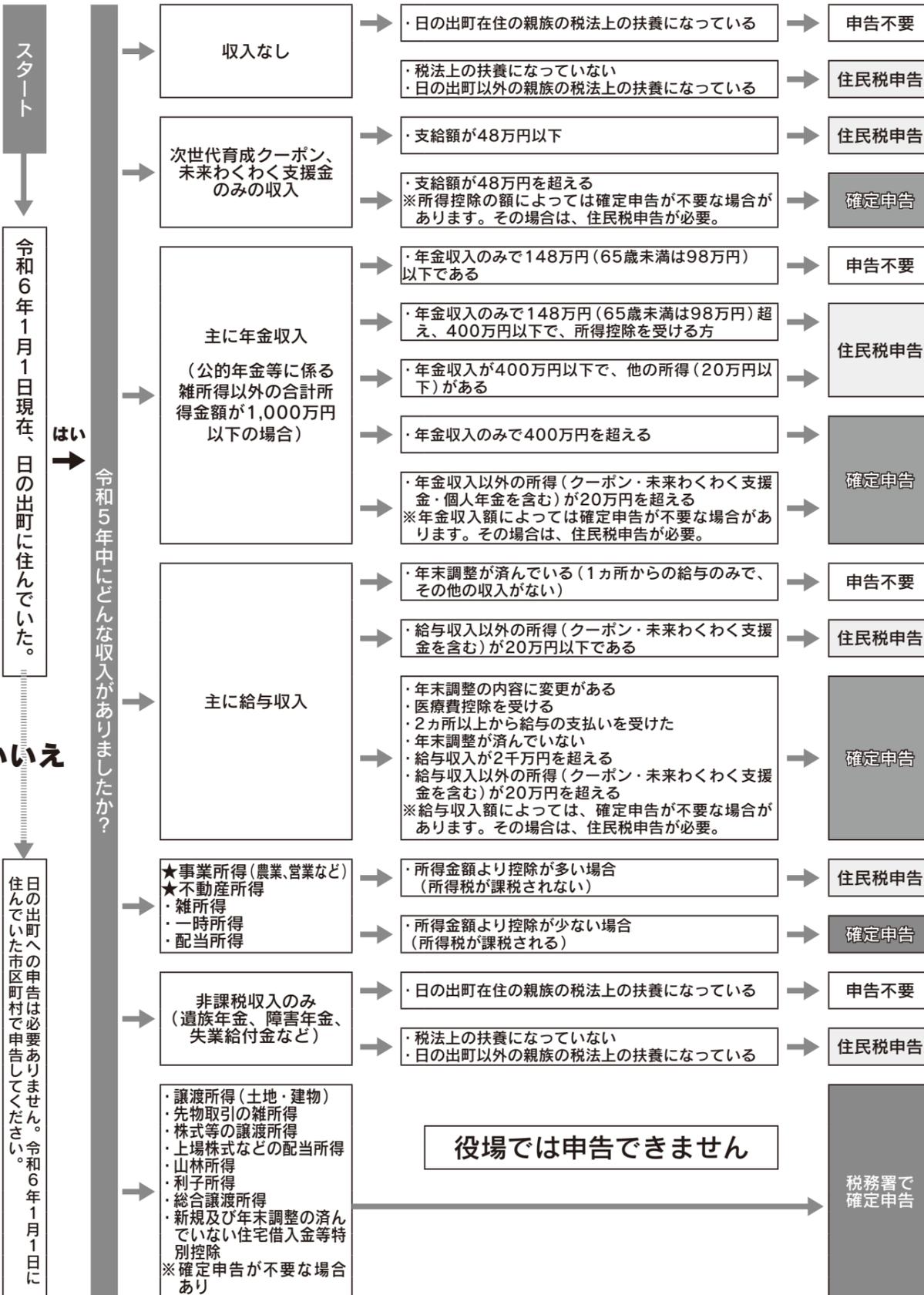


# 申告が必要かどうかを、フローチャートで確認しましょう!



日の出町 ひのでちゃん

・簡易に判断する場合のフローチャートです。不明な点はお問い合わせください。  
・年齢は令和5年12月31日現在です。  
・納めすぎた所得税の還付申告を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。



\*については役場での申告相談は不可。青梅税務署へご相談ください。

## 住民税(町・都民税)申告・確定申告に関するお知らせ

### ①町・都民税の申告

町・都民税の申告用紙は1月30日(火)発送

令和6年1月1日現在、町内にお住まいの方が、前年中の所得を申告していただくものです。  
用紙が届いた方 必要事項を記入のうえ提出してください。収入がなかった場合は、申告用紙裏面の「収入のなかった方へ」の欄へ該当する事項を記入して申告してください。

用紙が届かなかった方 役場税務課窓口にて用意してありますのでご利用ください。  
※申告用紙は郵送でも受け付けます。該当事項を記入し必要書類を添付して、税務課住民税係まで郵送ください。

期間 2月1日(木)～3月15日(金)(土日・祝日を除く) 場所 税務課窓口

申告が必要な方

▼フローチャートで申告の要否を確認してください

- ・給与所得のみ(退職者含む)で勤務先から給与支払報告書が送付されない方
- ・その他の所得(次世代育成クーポン、未来わくわく支援金等)があり、確定申告の必要のない方
- ・収入が無くてあなたの扶養にもなっていない方、他市に住んでいる方の扶養親族になっている方
- ・年金収入が400万円以下で控除を追加する方 ・遺族年金、障害年金などの非課税年金のみの方
- ※国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入者は収入がなかった場合でも必ず申告してください。

### ②確定申告(所得税の申告)

		申告会場		
		①青梅税務署	役場3階第1・2会議室 ②税理士会主催 税理士による無料申告相談	役場1階町民談話室 ③町職員による申告相談
受付期間 (土・日・祝日を除く)		2月16日(金)～3月15日(金) 午前8時30分～午後4時	2月2日(金) 午前9時～12時 午後1時～4時	2月16日(金)～3月14日(木) 午前8時45分～11時45分 午後2時～4時
		※入場整理券の配布またはオンラインによる事前発行		※電話による予約制
申告の内容	所得関係	年金・給与所得	○	○
	営業・農業などの事業所得(白色・青色)	○	○	× 役場では受付できません。青梅税務署で相談してください。
	不動産所得(白色・青色)	○	○	× 役場では受付できません。青梅税務署で相談してください。
控除関係	医療費控除(セルフメディケーション税制含む)	○	○	△ ※医療費控除明細書作成済の場合のみ
	住宅借入金等特別控除	○	○	△ 年末調整済の場合のみ
その他	損失申告、譲渡所得(土地・建物・株式等)、過年分、消費税、相続税、贈与税の申告など	○	○	× 役場では受付できません。青梅税務署で相談してください。
	作成済確定申告書の提出(入場整理券・予約不要)	○	×	○ 2月16日(金)～3月15日(金)

### 確定申告の管轄は税務署です

役場での町職員による申告相談(上表③)はあくまで臨時的の窓口です。受付できる件数に限度があります。高齢の方や体の不自由な方等が優先となるようなるべくe-Taxや青梅税務署(特に還付は1月中の申告がお勧めです)をご利用ください。

### 町職員による確定申告相談のお知らせ

予約受付開始日 2月1日(木)から(土日、祝日を除く)

予約受付時間 午前9時～12時、午後1時～4時

予約専用番号 042(588)5835

- ・予約開始日直後は、電話が大変混み合います。余裕をもってお電話ください。例年、予約開始4日目以降が電話がつながりやすくなっています。
- ・予約専用番号以外での予約は受付していません。
- ・希望日と時間帯を予約してください。1人当り30分(2人分まで)とさせていただきます。
- ・予約状況により希望する日時での予約ができない場合があります。
- ・営業、農業などの事業所得(白色・青色)及び、不動産所得(白色・青色)については、役場で受付できません。青梅税務署へご相談ください。



日の出町 ひのでちゃん

特に記載のない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)です。申込の記載がない場合は直接会場へ。費用の記載が無い場合は無料です。

ひのでA(安全)・A(安心)大作戦